

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和3年1月7日(2021.1.7)

【公表番号】特表2020-533913(P2020-533913A)

【公表日】令和2年11月19日(2020.11.19)

【年通号数】公開・登録公報2020-047

【出願番号】特願2020-515033(P2020-515033)

【国際特許分類】

H 04 W	76/14	(2018.01)
H 04 W	72/02	(2009.01)
H 04 W	28/16	(2009.01)
H 04 W	92/18	(2009.01)
H 04 W	4/40	(2018.01)

【F I】

H 04 W	76/14
H 04 W	72/02
H 04 W	28/16
H 04 W	92/18
H 04 W	4/40

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月12日(2020.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

無線通信システムにおけるユーザー装置(UE:User Equipment)により、V2X(Vehicle-to-Everything)通信を行う方法であって、前記UEの上位層から、PC5を通じてV2X通信を利用し、V2Xサービス識別子によって識別されたV2XサービスのV2Xメッセージの送信要求を受信する段階と、

前記UEがV2X通信のためにE-UTRAN(Evolved Universal Terrestrial Radio Access Network)によって役立つか否かに応じて、前記PC5を通じてV2X通信のための無線資源を要求するか又は選択する段階と、

前記PC5を通じて前記V2Xメッセージ送信を実行するために、前記V2Xメッセージを前記UEの下位層に伝達する段階と、を含んでなり、

前記送信要求は、前記V2Xメッセージ、及び、前記V2Xメッセージのために前記V2Xサービスの前記V2Xサービス識別子を含んでなり、

送信パラメータがV2Xサービス識別子と関連する場合、前記送信パラメータは、前記V2Xメッセージと共に前記下位層に伝達される、V2X通信の実行方法。

【請求項2】

前記送信パラメータは、64QAMの変調及びコーディング方式(MCS:Modulation and Coding Scheme)レベルの使用可否を示すパラメータを含む、請求項1に記載のV2X通信の実行方法。

【請求項3】

前記UEの下位層によって、前記V2Xサービス識別子と関連した送信パラメータに基

づいてMCSレベルが決定される、請求項2に記載のV2X通信の実行方法。

【請求項4】

前記決定されたMCSレベルは、サイドリンク制御情報(SCI: Side link Control Information)に含まれ、かつ、送信される、請求項3に記載のV2X通信の実行方法。

【請求項5】

無線通信システムにおけるV2X(Vehicle-to-Everything)通信を行うユーザー装置(UE: User Equipment)であって、

送受信機(transceiver)と、

少なくとも一つのプロセッサと、及び

少なくとも一つのコンピュータメモリと、を備えてなり、

前記コンピュータメモリは、前記少なくとも一つのプロセッサと動作可能に連結可能とされてなり、かつ、前記少なくとも一つのプロセッサが駆動する際に、動作を実行する指示を格納するものであり、

前記動作が、

前記UEの上位層から、PC5を通じてV2X通信を利用し、V2Xサービス識別子によって識別されたV2XサービスのV2Xメッセージの送信要求を受信する段階と、

前記UEがV2X通信のためにE-UTRAN(Evolved Universal Terrestrial Radio Access Network)によって役立つか否かに応じて、前記PC5を通じてV2X通信のための無線資源を要求するか又は選択する段階と、

前記PC5を通じて前記V2Xメッセージ送信を実行するために、前記V2Xメッセージを前記UEの下位層に伝達する段階と、を含んでなり、

前記送信要求は、前記V2Xメッセージ、及び、前記V2Xメッセージのために前記V2Xサービスの前記V2Xサービス識別子を含んでなり、

送信パラメータがV2Xサービス識別子と関連する場合、前記送信パラメータは、前記V2Xメッセージと共に前記下位層に伝達されるものである、ユーザー装置。

【請求項6】

前記送信パラメータは、64QAMの変調及びコーディング方式(MCS: Modulation and Coding Scheme)レベルの使用可否を示すパラメータを含む、請求項5に記載のユーザー装置。

【請求項7】

前記UEの下位層によって、前記V2Xサービス識別子と関連した送信パラメータに基づいてMCSレベルが決定される、請求項5に記載のユーザー装置。

【請求項8】

前記決定されたMCSレベルは、サイドリンク制御情報(SCI: Side link Control Information)に含まれ、かつ、送信される、請求項7に記載のユーザー装置。